

02 7. 6 No. 3621



日刊動力労千葉

申25号職場要求で団交 7月3日 千葉支社

JR化以降ダイ改の度に労働条件が悪化している。

JR東日本千葉支社は、ダイ改にあたって労働組合とともに団交をやる構えが全くなかった。

「一旦提案したものは、まちがついても変えない」という不遜な考え方方に貫かれていたのだ。

時間的にギリギリな段階で提案し、御用組合・JR東労組の提案即妥結という裏切り行為を背景に団交を形骸化し、合理化—ダイ改を強行するのが常套手段となっている。

次期ダイ改へ向けた 労働条件改善の団交を

これは次期ダイ改へ向けた労働条件改善の開きの第一歩である。

7月3日の団体交渉は、約二時間半にわたって「働き易さ」等、基本的部分の議論と館山支部の要求にかかる部分についての議論が行われた。

残された各支部要求については、7月16日に第二回目の団交を開催する予定となっている。

全支部から、この団体交渉へ結集します！

（団交内容については、明日の号につづきます）

——王な問題上——

「働き易さ」なんでもない！

（組合）

第一項について、申し入れの趣旨は、会社が勤務改訂に当たって「働き易さ」と「効率化」といったが、「九二・三」では「効率化」だけで在宅休養時間も食事時間も悪くなつて、余裕をもつて働けなくなつており、事故の危険が増大していると指摘している。「乗務割交番作成基準に基づいて作成している」などと

勤労千葉は、動力車乗務員の勤務制度改悪を内容とする「九二・三ダイ改」強行実施に対し、各支部から問題点を集約し、運転保安及び労働条件の確立を求める「労働千葉申第二五号」を発出し、7月3日、支部代表も参加する中で団体交渉を行った。

月三日、支部代表も参加する中で団体交渉してみると、四三・八二三分と四三・八五一分であり在宅休養時間は若干増えている。

そもそも、休日増と稼働日のなかでの働き易さは別のことだ。

（組合）

一日当たり二分、年間三六五日でも七三〇分にしかならない。五日の休日増を在宅休養時間増だといふなら

、それだけでも二四×六〇×五＝七二〇〇分の在宅休養時間増とならなければおかしい。それが七三〇分にしかならないということは、逆に

六、五〇〇分も在宅休養時間が減つたということではないか。

（会社）

三日も四日も四～五時台をつかまえている実態はない。

（組合）

本当にそう思っているのか。

（会社）

……ないと思っている。

（会社）

三日も四日も四～五時台をつかまえている実態はない。

（組合）

われわれは具体的な事実をもって指摘している。

（会社）

第二項の「労働時間A、Bの職場における明示」にしても、回答の通りでない区所が多數ある。会社は、

労働組合から申し入れがあつたことに対する、きちんと調べもしないでいい加減な回答をしている。

（会社）

誠実な団交を要求

（会社）

本公司から申し入れがあつたこと

（会社）

誠意をもって団交で解決する姿勢がないことは重大な問題だ。

（会社）

団交の場に並び、時間を過ぎさせている。

（会社）

会社は誠意をもって団交に臨んで

いう回答はおかしい。

（会社）

休日が五日増えただけでも在宅休養時間は増えているはずだと考えら

れるし、館山区で「九一・三」と「九二・三」を一循環（一四日）トー

タルに比較してみると、四三・八二三分と四三・八五一分であり在宅休

養時間は若干増えている。

（組合）

朝の四～五時台の出勤が続くという

現状は放置できない。

（会社）

朝の四～五時台の出勤が続くとい

う現状は放置できない。

（次号につづく）